

遠洋

水産研究所ニュース
昭和45年2月

No.3

◇ 目

“幻の魚”素描—クサカリツボダイ—…… 1
 「深海海底開発モラトリアム」
 を含む国連決議…… 4
 漁業をめぐる国際法の問題について…… 5
 研究室紹介 エントロ…… 9

次 ◇

クロニカ……10
 刊行物ニュース……11
 人事のうごき……12
 それでも地球は動いている
 (編集後記)……12

“幻の魚”素描

— クサカリツボダイ —

昨年、初夏の頃であつたらうか、北太平洋でソ連が新しい魚類資源の開発をかなりの規模で始めているらしいこと、日本の業界でも開発のための調査と試験的操業を開始したらしいこと、などの情報が私達の耳に入り始めた。秋口になって、日本の業界もその開発にほぼ成功したらしいことを確認したが、魚種名、形態、漁場、味などについて確実なことはほとんどわからなかった。しかし、漁場は北太平洋の真ただ中であるらしいこと、トロールによって漁獲される底魚類であるらしいこと、しかも量的にかなり豊かであるらしいこと、などをおぼろげに察知して多くの研究者達の大きな関心事となった。わけても北洋底魚資源研究室では、自分達の担当水域に近く、大陸棚でも既知のバンクでもない所に、多量の底びき対象資源が存在しているらしいことに“あり得ることだ”などとしたり顔をしながら、内心では疑心と不安と期待とが入りまじって興味しんしんという状態であつた。所内では折にふれて話題となり、いつしか“幻の魚”と通称されることとなった。

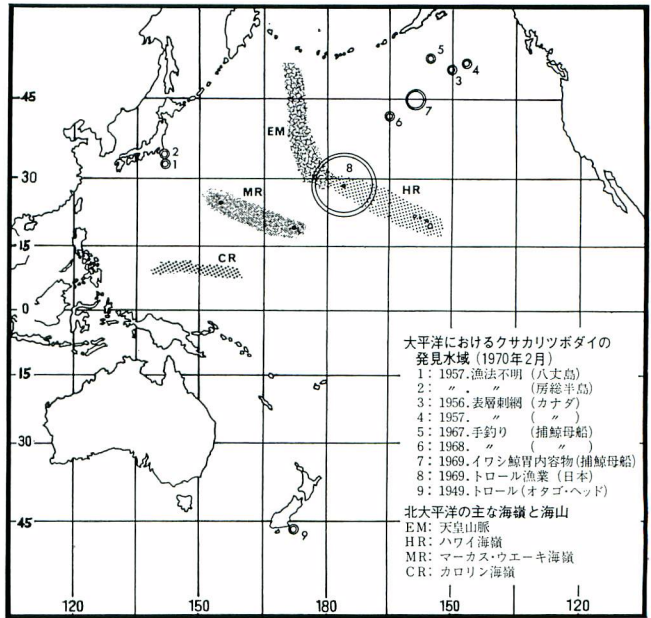
木枯らしが吹く頃になって、この魚が“ツボダイ”として市場で取引され、市井の鮮魚店でもすでに販売されていることを知り、早速買い求めて“幻”との御対面となった。しかし、いかんせん市販魚はすべてヘッドレス

であつたために、対“面”とはなり得なかつた。松原(1955)の記載からツボダイ *Quinquarius japonicus* の近縁種であらうことが予測され、ABE(1957)の記載によってクサカリツボダイではないかと予見されたけれど、確実な種名は判明しなかつた。これと時を同じくして鯨類研究室の研究者達から、昨年の北洋捕鯨の漁期中に北東太平洋で捕獲されたイワシ鯨の胃内から、多数のツボダイ型魚類が出現したという記録と共に、ホルマリン液漬として保存されたそのうちの1尾の標本魚が提供された。また、一昨年の北洋捕鯨の際母船に乗船した研究者らが、船上からの手釣りによって同種の魚を多数(200尾程度)釣り上げたという経験談と、ホルマリン液漬にした1尾の標本魚も提供された。これらの標本とヘッドレスの市販魚とを比較検討し、私達は“幻の魚”の名は確実にクサカリツボダイであることをつきとめた。このようにして、鯨の餌生物としての標本魚によって私達は始めて尾頭付のクサカリツボダイに直面したのである。

今年に入り1月末ともなつて、開発を進めた会社、使用船舶、おおよその水域、漁況の概略など、経過のごくあらましが公表され“幻の魚”はほぼその輪郭を一般に現わして来た(1月20日みなと新聞、1月22日日刊水産経済新聞)。最近では宣伝・販売も広く行なわれ始め、マスコミでもとり上げて話題とするようになって(2月13日NHK総合テレビ、スタジオ102)、クサカリツボダイの商品としての姿は次第に鮮明となつて一般化しつつある。

このような経過を経て“幻の魚”は少なくとも“現存せざるもの”の“幻”ではなかったことが明らかとなった。しかし、生物学的な立場から見れば、まだまだ多くの厚いベールに包まれた魚である。生態などについてはほとんどわかっていない。資源研究の立場で、現在私達が利用できる情報はきわめて少ないが、それらは私達にとっていささか常識破りのものであり、かつ、強い興味と大きな期待とをひきおこさずにはいられないものである。ここでは、多分に想像を加えながら、北太平洋のクサカリツボダイの個体群について考えてみよう。

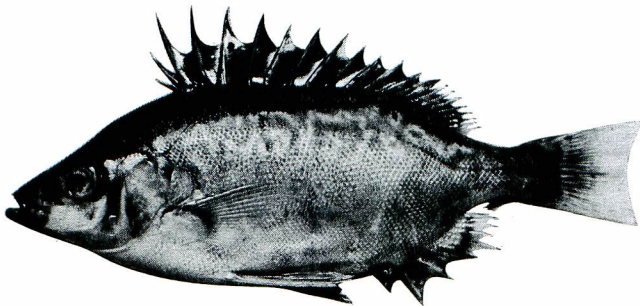
クサカリツボダイ *Pseudopentaceros richardsoni* はカワビシヤ科 *Histiopteridae* に属し、ツボダイの近縁種である。頭部には放射状の条溝をもった大きな骨質部が露出している。古代的な顔とでも言おうか、独特の顔付である。日本名は ABE (1957) によって与えられたもので、八丈島近海で採集された標本魚を提供された草苺正氏(東京都水産試験場大島分場)にちなんで命名された。本種は南アフリカではすでに1830年代に採集されたという記録がある。また1949年にはニュージーランド近海で採集されたことが報じられているが、北太平洋ではまだ発見の歴史は浅い。1957年頃になって、八丈島や房総半島沖で採捕されていることが報せられた (ABE 1957) のが最初のものである。カナダはほぼ同時期 (1956年と1958年) に北東太平洋で表層刺網によって本種を採集したことを報じている (CLEMENS and WILBY 1961)。この発見に近い水域では、さきに述べた鯨の餌生物としての記録のほかに、1967年にも日本の捕鯨母船上からの手釣りによって本種の小型魚が採集されたという記載がある (本間・水沢 1969)。1969年



の夏以来日本のトロール漁船はミッドウェー島附近の中部太平洋でかなり多量のクサカリツボダイを漁獲している。

これらの出現水域を総合すると非常に広範なものとなる。しかも北東太平洋では点としてではなく領域としての広がりがあるように思われるし、中部太平洋における継続的な漁況はかなりの豊度を予測させるから、分布は単なる散らばりではないようである。また、生活の場の垂直的な広がりも大きい。中部太平洋におけるトロール操業は水深300~600m程度の場所で行なわれているようである。一方、北東太平洋で発見された事例はすべて表層であった。すなわち、表層刺網や手釣りによる採捕は疑う余地もなく表層であり、イワシ鯨も表層性餌生物の捕食者であるから (根本 1962) その胃内容物として発見された多数の個体は表層(深くとも50m程度)で捕食されたものと解してよいであろう。海底にも深海の表層にも、それぞれ別別に多数の個体がむれをなして生活している個体群は非常に特異的なものではないだろうか。

イワシ鯨の餌生物としての観察はそれ独自で大変興味深い。夏季(7月)、かなり広範にわたる水域で、約10日間にわたって捕獲されたイワシ鯨(235頭)の80%以上の個体がクサカリツボダイを捕食していた。しかも個体ごとの捕食量も相当に多量であり、比較的



1968年7月21日 165-14W 41-41N

捕鯨母船からの手釣りて採集した (正木技官による)

新鮮な魚体が多くあった。そのような鯨の口腔内には出血をともなった擦傷傷が多数認められた由であるが、それらはクサカリツボダイの背鱗、腹鱗、尻鱗などにある強大かつ強硬な棘条によって負ったものであろう。これらのことから、クサカリツボダイの群泳性はかなり強いものであろうこと、むれの大きさはかなり大きいものであろうことなどが察せられる。鯨の捕獲時刻はほぼ日出から日没までの間にちらばっているが、クサカリツボダイの胃内容物量指数と時刻との間には明りょうな相関関係は認められない。満腹またはそれに近い状態は夕方ころに多いようであるが、早朝にも認められる。これらのことから、この水域の夏季におけるクサカリツボダイは昼間にも表層に群泳しているとみてよいであろう。捕鯨母船の上から手釣りによって多数のクサカリツボダイを釣りあげたのは、1967年(6月)の場合も1968年(7月)の場合も夜間であった。このことは早朝におけるイワシ鯨の満腹指数とも合せ、夜間にも表層またはその近くに成群していることを現わしていよう。それとともに、母船の夜間作業の照明に対するすう光性や母船から投棄される残さのまき餌効果などがあることも考えられる。また、口や鰓の形態とも合せどん欲な雑食性をもっていることも察せられる。

手釣りを行なった際の表面水温は8.5~13.5°Cであり、イワシ鯨の胃内容物として認められた時の表面水温は12.3~14.5°Cの範囲にあった。生活の適水温は8~15°C、適応の幅は5~20°C程度ではないだろうか。北東太平洋の表層水温は冬季には5°C以下に低下するから、冬季には表層にはいないであろう。

ここで、中部太平洋の底棲生活群について考えてみよう。新聞報道によれば、トロール漁場は海底山脈上にあるとしている。確かに、ミッドウェー島周辺はハワイ諸島をつないだ形のハワイ海嶺と、コマンドルスキー島沖合から南下して来た天皇山脈との合流域であって、多くの海山が存在している。しかし、よく知られているように海山や海嶺の斜面は非常に急しゅんであり、海山の頂上はとがったものが多い。このような地形は成群した多数の個体群の生活の場として適当であろうか。またそのような地形は、報ぜられるような漁況(80~100トン/日・隻)のトロール操業が持続して行ない得るであろうか。一方、ハワイ諸島の沿岸域や浅海域は、少なくとも夏季には、水温が適応の上限に近く、多くの個体の生活の場として適当ではあるまい。それではどのような地形の所で生活しているのであろう。

私達の脳裏には guyot ギョー(平頂海山)が、その

地形のごとく、頭をもたげて来るのである。ギョーは頂上が比較的平らでその平面が円形または楕円形をしており、水深が200mより深いものをいう。太平洋では5,000mもの深海底から3,000~4,000mもの高さにそびえたり、海嶺の上に更にのびあがった形で分布していたりする。頂上の直径は、3km程度の小さなものから70kmもある大きなものまでである。そしてこのようなギョーはアラスカ沖、カリフォルニア沖、マーカス・ウェーキ海嶺からカロリン海嶺にかけての海域に多く発見されている(星野 1962)。ギョーの頂上はその平坦な地形からみて、また円礫や造礁サンゴなどの存在する底質からみて、クサカリツボダイが成群して生活するに好適な場であろう。400~600mの水深であるから、夏季においても水温は適温の範囲内にあるであろう。もちろん、ギョーの頂上の地形はトロール操業に対してもある程度の持続的なひき網の可能性を与えるであろう。ほぼ年間を通して継続した漁獲が行なわれているようであるから、海底には四季を通して生活しているようである。これらの点を総合して、中部太平洋では、天皇山脈の南部、ハワイ海嶺、マーカス・ウェーキ海嶺、などの上部にあるギョーやその附近の深海に存在するギョーの頂上を、主たる生活の場としているのではないだろうか。

さて、年令や成長についてはどうであろう。さきに述べた2尾の標本魚について検鱗してみたところ、FL 22cmの個体で3才、32cmの個体で6才であろうと思われた。比較的成長速度の早い魚のようである。鱗は五角形に近い節鱗で、第1輪を除いて輪紋は割合にはっきりしているから、成長は周期的な変化以外の大きな変化を経験しないのではなかろうか、中部太平洋のトロール漁獲物はFL 30cm程度のようであるから5~7才くらいの魚群であろう。割合に若令の資源である。ABE (1957)によればFL 33cmで成魚としている。少なくとも6才では成熟していることが明らかであるが、成熟年令はもっと若いように思われる。

繁殖と生活史についてきわめて大胆なデッサンをしてみよう。卵と稚仔は表層浮遊性もしくは表層に近い中層浮遊性であろう。北赤道海流の影響の中で産卵と孵化が行なわれ、海流によって運ばれた稚仔が水温など制限要因の適応の範囲内にとどまった領域が本種の分布範囲となっているのではないだろうか。その北限はアラスカ湾中央部でほぼ55°Nあたりまで、南限はウェーキ島~ハワイ島の少し南方でほぼ15°Nあたりまでではないだろうか。表層水の熱赤道を中心にした低緯度水域にはないであろう。従ってニュージーランドで発見されたクサ

カリツボダイとは分離していると思われる。産卵場も非常に広範囲であろう。分布域のほとんど全域に分散させられた稚仔は、稚魚・幼魚期を表層もしくは表層に近い中層で過ごすであろう。繁殖の様式を系統的にみれば無保護多産系である。幼魚は成育するに従ってむれを形成し、水平的にも垂直的にも生活の場を広げながら、季節的な垂直移動を行なうようになり、4~5才 (FL25~30cm) 程度まで成長するとギョーの頂上に主たる生活の場を求めようになるのではあるまいか。

夏季の北東太平洋には、幼魚も成魚も表層水に認められた。クサカリツボダイはその形態からして、生涯を大洋の表層もしくは中層で過ごす生活形をもっているとは考え難いから、成魚になってからもかなり大幅な垂直移動を行なっているのではあるまいか。北東太平洋の本種が発見された水域付近には、現在の所、ギョーの存在がほとんど確認されていない。しかし、ギョーが存在していないという確認もまたなされていないようである。北東太平洋にも、クサカリツボダイの底棲生活が保障されるような地形が存在しているのではないだろうか。すぐ近くのアラスカ沖には多数のギョーが発見されているのである。それほど荒唐無稽いな想像でもあるまい。

北東太平洋と中部太平洋との両者に底棲生活の場があるとしても、それぞれの層状分布状態とその季節的な変化の仕方はちがったものであろう。また、八丈島や房総半島などの沿岸水域で時折採捕される個体はやや変異的

なむれに属するものであり、個体群の主体は上記のように大洋の中で生活のサイクルを完結しているのではあるまいか。形態的にも非常に近似している近縁種のツボダイは沿岸水域で古くから知られ、機船底びきで大量に漁獲されることがある(松原 1955)。ツボダイとクサカリツボダイとは、沿岸水域と大洋といった大域的な棲みわけをしているのであろう。

いろいろと思いつめて来たことからは、漁業資源としてのクサカリツボダイに明るい展望を与える要素が数多くあった。たとえば、広棲性、広食性、広温性など個体群の制限要因に対する範囲が広く、現存量もかなり多いこと、成長速度も早く成熟年齢も低いこと、などの諸点であった。漁場となり得る場は、中部太平洋にも北東太平洋にも、まだまだ発見されるであろう。市販品を試食してみると大変味もよろしいようで、今後大衆的な総菜魚として商品価値も高まるであろう。しかし、「幻」には「見ゆるまもなくたちまちに消え失せる」という意味もあるのである。「開発・そして間もなくとりつぶし」というわだちを残してはなるまい。開発の側面と同時に持続のための準備として、クサカリツボダイの生産力についての調査と検討が望まれるところである。

かつて「幻の魚」を追い求めて実現させた和井内貞行氏ほどではないにしても、中部太平洋で新しい「幻の魚」をとらえた当事者達の労苦は大変であったろう。敬意を表したい。(千国 史郎)

「深海海底開発モラトリアム」

を含む国連決議

第24回国連総会は昨年12月15日、「深海海底開発モラトリアム」を含む海底平和利用決議を、中には、米・ソ・英・仏・日本など先進国の反対を押し切って、採択した。

その一つは、「大陸棚条約も、また一般国際法も、沿岸国が大陸棚資源開発のために行使する主権の権利の範囲を明確に規定していない。他方、公海、領海、接続水域、大陸棚、上部水域及び深海海底は相互に密接に関連している。これらの点を考慮して、特に深海海底の範囲に関し、明確かつ国際的に合意された定義に到達するために、公海、大陸棚、領海と接続水域、及び漁業と公海生物資源保存等に関する regime を再検討するための国際会議を早い時期に開催することの可否を加盟国に照会し、その結果を次期総会に報告することを、事務局長に要請する」というものであり、第2は、「総会は、深海海底平和利用委員会に対し、同委員会が付託された問題につき勧告を作成するため引き続き審議を行ない、特に、深海海底に関する法原則の作成作業を促進し、次期総会に法原則宣言案を提出することなどを要請する」というもので、第3は、「事務総長は、深海海底平和利用に関す

る jurisdiction (資源の探査開発に関するすべての活動を規制、調整、管理する権限を含む) をもついろいろなタイプの国際機構について、特に、かかる国際機構の地位、機構、機能等について、詳細な検討を行ない、深海海底平和利用委員会に報告を提出すること、同委員会は本問題に関する報告書を次期総会に提出すること、を要請するというもの、最後に、「深海海底に関する国際 regime が設けられるまで、(a) いづれの国及び人(法人、自然人を問わず)も、深海海底の資源開発のすべての活動を差し控えるべきであり、(b) 深海海底またはその資源に対するいかなる請求権も認められないことを宣言する」というモラトリアム決議である。

これらの諸決議は、直接的には海底鉱物資源の利用に絡むものであるが、諸定義に関連し、また法原則という形で、漁業資源の開発と管理の問題に波及して来ることは多言を要しないであろう。審議の経過を通じて注目されることは、開発途上国の著しい発言力の増大と、それら開発途上国の結束を支えた、「資源はアプリアリに common heritage of mankind である」という理念である。この理念は、例えば、1967年のFAO報告「漁業資源の管理」にも、認められるところであるが、社会発展の歴史的原則を一步踏み越えるものであることにも、特に留意しなければならぬ。(福田)

漁業をめぐる国際法の問題について

成蹊大学法学部教授 山 本 草 二

去る2月4日まぐろ漁業研究協議会における特別講演の要旨である。山本教授の校閲を受けたが、紙面の都合で簡略に努めたので、必ずしも達意ではないかも知れないが、その責は、編集者にある。(福田)

新しい法原則の二元化

最近の国際漁業事情をみていると、卒直に言って、日本の遠洋漁業は方々の沿岸国沖合漁場から締め出されて来ている。世界の多くの漁場でこのように苦しめられながら、しかも日本の漁業活動に対する国際的同情、支持とかが湧いて来ない、悲愴ともいふべき状況にある。それはなぜか。その背景はいろいろあると思うが、法律的にみると、日本が既に硬直化した法原則に余りに固執して来たため、国際的に孤立していることにあるのではないか。公海と領海という海の国際法では伝統的な区別—それを当然の前提として、所謂沿岸国の漁業独占、或は漁業規制に対処するというのが、戦後日本の基本的姿勢だったと思うが、ここ数年、国際的には、そのような古い伝統的な区分はかなり後退して、それに代って新しい法原則の二元化が顕著に出て来ている。これまでの海の国際法の秩序を支えてきた関係国（沿岸国と漁業国、実績国と開発途上国）の利害関係の均衡点が、ゆらいできたともいえよう。

その一つは、沿岸国が、排他的な漁業権を一方的に拡大しようとして、さまざまな主張をしていることである。勿論、そのような主張を一定の妥当な限度内に止めようという国際的な reaction もあるけれども、大勢としては資源独占のため沿岸国によるさまざまな主張が確認される傾向にある。その中には、従来どおりの古い形の領海拡張によるものもあるが、一般的には、もう少し、魚種別の、或は資源の状況に対応した独占の方法が前面に強く出て来ている。漁業水域、或は大陸棚、或は abstention に絡む諸方式は、そういう例であり、単純な領海拡張にくらべて、キメ細く巧妙だと思ふ。

もう一つは、沿岸国の排他的な独占権の及ばない海域（従来の公海としての性質が一応維持されている海域）における資源配分の問題である。従来資源配分の問題は、一般に沿岸国と実績国との間の問題だったが、ここ一年位の傾向として、沿岸国でもなければ、漁業実績国でもない所謂開発途上国が new comers として介入して来ようとしている。これは従来公海自由の原則の下で、

漁業活動における自由競争と資源への free access という原則で処理されて来た伝統的な方式に対する一つの挑戦と見られる傾向である。

公海自由の原則とその変容

さて、伝統的な公海自由の原則、それが持っていた役割の中には大きく分けて3つの要素があった。その一つは、公海そのものを人類の共有財産とするということ。公海自由の原則を学説として樹立した17世紀のグロチウスは、成程、公海の産み出す資源も含めて「万民共有物」であると前提してはいるが、その後の実定国際法をみまると、（漁業）資源までそうだという考え方は認められず、国際交通の要路、国際的な場としての公海そのものを万民共有物とみなすだけに止まっている。もっとも、昨年末の国連総会で深海底開発の国際化について重要な決議がなされたが、そこでは何ら証明もしないで、海底の資源そのものが人類の共有財産であるという考え方を断定的にとっており、この点従来の原則を一步踏み越えるものであることを指摘しておきたい。

第2の要素として、公海の自由使用を通じて、その能力をもった国々がそこからの利益を享受する、即ち、特定の実績なり、資源開発について技術、資本、要するに能力をもつ国々相互の自由競争が結果として出て来た。

第3の要素として、公海そのものの使用、或は利益享受について、これら能力をもった先進国の間で分けあい、平等の基礎でこれを保証する。何らかの制限は、関係国すべてに平等に負担されるべきものとしてきた。ところが19世紀後半から今世紀にかけて、規制されない漁業開発が行なわれ所謂資源の枯渇を産み、結果的には漁業の基盤を危くするというので、特定国で危機感があふられ、この頃から、公海自由の原則から離れて、資源の保存、少なくとも自国の漁業権の基盤だけは確保したいという主張が現われて来た。他方、平等の基礎で自由競争に加わる能力をそもそも持たない国からは、公海自由の原則の中では当然のことと認められて来た自由競争の原理に対して、強い反感が示され、それら開発途上国の必要性を優先する、priority of needs という主張が

国際的に展開されて来ている。それが沿岸国の場合は、陸上資源について確認されている永続的な主権（国連総会決議）を海上にも拡大しようということで、漁業水域或は大陸棚の生物資源に対する排他的な開発権の主張につながる。また沿岸国でもない開発途上国の場合には、先進国側から「只乗り」という非難があったにもかかわらず、それを乗り越えて決議にまで持って行かれた昨年末の海底開発国際化の思想につながるものとする。この海底開発国際化の決議は、差当りは鉱物資源を中心とするものだが、ジュネーブの大陸棚条約は必ずしも大陸棚の天然資源を鉱物資源に限定してはいない。現に米・ソをはじめ、具体的な国内法を制定し、定着漁業或は甲殻類一般、更に底魚にまで大陸棚制度を拡張する傾向も顕著であり、そこに **priority of needs** の主張が早晩漁業の分野にまで来ることが予想される。

こういう澎湃として起りつつある広義の **new comers** の要求、国際的趨勢の中で、日本はどう対処してゆくべきか。先ず硬直した公海自由、領海における独占的支配という固定観念的な古い原則から抜け出て、もっと個別的に問題に対処する、個別的に日本の利益を比較考量することが必要だと考える。資源は自由に採取されても、決してとりつくされぬ（不尽性）という前提を以て組立てられてきた公海自由の原則は、19世紀以来、漁業の分野で、このような前提がくずれてきた。このことはすでに指摘したとおりである。また漁業の経済性に対する各国の関心が増大するにつれ、その利益の分配に参与しようとする傾向も、各国に顕著である。このような大勢を直視すれば、開発途上国の主張を不当または不法とするまえに、それは逃れられない世界の大勢として、それらの主張に国際的な大義名分を加えてゆく、換言するとそういう **radical** な主張を合理的な国際法の枠の中に押え込むことが必要であり、その **initiative** を日本がとるべきではないか。

沿岸国による漁業独占主張への対応策

沿岸国の独占への姿勢もいろいろニュアンスを異にしている。漁業活動に対する規制権とか、資源配分の方式に対して沿岸国の国内法を直接的に適用し決定しようという姿勢、それに対して、大筋としては、それを沿岸国の意志だけによって決定するのではなく、国際的な枠組の中で、沿岸国の意志を適度に認めてゆくということになるのではないかと思う。

(1) 先づ伝統的な領海拡張という形をとる場合、遠洋漁業国にとっては、これは言うまでもなく非常に困難な問題になる。漁業国が沿岸国の領海内で操業できる唯一の方式は沿岸国の国内法に従って **concession** を貰うことである。しかし、それも所詮沿岸国の国内法を前提にした行政契約であって、契約の内容は沿岸国により一方的に決定され、また、一方的にいつ破棄されるか分ら

ないということになる。但し、これは陸上資源の場合などで認められて来ていることだが、1960年代になって、そのような **concession** を沿岸国が一方的に破棄し得る「場合」について国際的にそれを限定しよう—例えば経済体制が根本的に大変革される場合だけに限り **concession** の一方的破棄をゆるすという傾向が出て来ている。余りいい例ではないが、例えばアルゼンチンの場合、領海巾を200 浬とするという、国際的には大変有効性を欠いた主張をしている反面、12 浬の中でのみ外国船の操業を一定の条件の下で認める国内法を制定している。即ち、外国企業に対する税の軽減とか輸入制限の免除とか優遇措置をとっている。そういう国もあるわけで遠洋漁業国としては、この12 浬領海内の操業に参加できる事例として注目しておいていいのではないか。

(2) 次に所謂12 浬の漁業水域設定の動きであるが、この点について、まずそれを領海と同じだと軽々に理解すべきではない。まだそう考える段階でないことを指摘しておきたい。1951年にイギリスとノルウェーの間で漁業紛争があり、国際司法裁判所で争われたが、その判決の中で次のようなことを言っている。領海の範囲が拡張されるときには、その拡張が常に国際的側面をもっていること、従って国際的な承認が必要であり、そのためには、少なくとも3つの条件が備わってはいなければならない。その一つは、3 浬の外に涉って、沿岸国が排他的漁業権を主張して来たという公然たる慣行が存在し、その慣行が沿岸国の特殊の経済性で裏付けられていなければならない。第2に、そのような公然たる慣行に対して、それを合理的なものとする国際的な黙認が必要である。そして第3に、その拡張された海域における非沿岸国の地位、利害関係を考慮し、さらに非沿岸国による操業抑止の事実の有無を検証すべきことを述べている。これらが、漁業水域設定に国際的承認を与えるときにも、その最低条件であることは言うまでもない。有名な欧州漁業条約の締結交渉の際にも大論争のあった問題だが、単に沿岸国がそれによって有利になるということだけでは漁業水域の設定が国際的な効果をもつものと承認される訳にはゆかない。非沿岸国を含む全関係国の利益を確保するような開発利用、とくに永続的に利潤をあげられるような利用(**profitable exploitation**) でなければならないということが問題にされていた。そこに非沿岸国たる実績国が沿岸国の設定した漁業水域における操業に対して、「権利」として介入するということが出来たのではないか。漁業水域の設定が国際的に承認された後では、それは、漁業に関して領海と同じ効果をもつことは否定できない。しかし、そのような国際的承認が得られるためには、上記の3要素に照らして、非沿岸国の利益が確保されなければならないのである。具体的には、普通、一定期間に限って実績国の操業を認める **phase-out** 方式がある。しかし、これは沿岸国による一方的な「恩恵」と

みるべきものではない。phase-out による操業継続というだけでなく、一定期間後も実績国の権利が、形を変えて残る可能性がないわけでもないのではないか。これは日豪協定の中にあるのだが、信託統治地域での合弁方式がある。これは領海内の合弁とは性質の違う、漁業水域設定に国際的効果を与える条件としての合弁であって、沿岸国のみの一方向的意志に係る問題ではない。

次に、これは非常にめめた結果出て来たものであるが、欧州漁業条約の締結にあたって、イギリスは、領海3浬、沿岸国の漁業専管水域も3浬にしたいが、大勢として6浬とか12浬になるならば、それを認めてもよい、然し、その代り、外国船に対する漁業製品の割当制限、関税、陸揚禁止、寄港禁止、沿岸国における営業活動の制限—従来とられて来たこれらの制限を撤廃して自由化せよと主張した。当初EEC諸国は、漁業独占水域の拡大にも反対、漁業製品の自由化にも反対だったけれども、これら諸国の足並みがみだれ、フランスなど、結局イギリスの主張に同調してゆく国もあった。こういうイギリスの提起したような方式もあり得よう。また、アメリカ沿岸海域に多い例であるが、12浬の外側で、沿岸国と実績国とが特定の魚種について、保存規制を行なう。それと組合せて漁業水域設定を認め phase-out 方式による水域内漁業を確保してゆく形である。こう見て来ると、漁業水域の設定を単に不法、不当と言っているだけではどうしようもない。12浬にとどまる漁業水域の設定を国際的に有効なものとするときの実績国側の条件の具体的な検討を通じて、日本の利益を将来に涉って確保することを考えねばならぬ。

(3) 沿岸国による独占の第3の方式として、大陸棚制度の問題がある。前述のように、条約解釈ということで漁業の問題に当然響いて来る。現に合衆国やソ連は、タラバガニや甲殻類を大陸棚資源に含める前提で(国内)立法を進めて来ている。この点について、最近次のようなかなり注目すべき見解が、実は合衆国の国際法学者から提起されている。「先ず、大陸棚条約における定着漁業の定義が間違っている。同条約では定着漁業の定義は、対象魚種ではなくて、用いられている装置或は施設を基準に定義すべきものだというのが基本的な考え方になっている。しかし、これは誤りで限定された魚種別に定着漁業の定義を考えるべきである。定義をあいまいにしておくと、対象の範囲は拡大されて、大陸棚に多少とも関係する漁業資源は殆どすべて包含されて終うし、これは危険な方向だから押えるべきだ。1951年当時の国際法委員会の案では、大陸棚制度の中に定着漁業は含まれていなかったのだから、その時点に戻って、その後の資源配分論の動向も考慮しながら再検討すべきだ」として、かなり大胆な提案をしている。それによると、定着漁業かどうかを定めるのに3つの条件を考えなければならない。その一つは、歴史的にそれが沿岸国によって取得さ

れた魚種であることが必要だということ、そういう title がなければならぬ。これは定義の適用範囲の拡大を抑えることになる。第2に、その海域において外国人が古くから操業に参加して来たことを既得権として認めるべきだということ。第3に、そこに abstention の原則を適用して new comers を排除しようという考え方で、或る意味で定着漁業を大陸棚制度からはづそうという提案である。十分考量に値する提案だと考える。

(4) 第4の方式は、abstention の原則によるもので、これは本来沿岸国優位の主張の一変形と見るべきである。この原則は、伝統的な公海自由の立場に固執すれば不当なものであり、沿岸国が特定の資源に対する近接性、隣接性を条件に、一方向的な資源配分の原則を樹立するものとして国際的非難を浴びて来たのだが、new comers を排除するという意味では十分評価すべきものではないか。ソ連の三陸沖出漁というような事態に当面してみると自ら明らかであろうと思う。そういう意味で、日本として abstention の原則が、一般的且つ抽象的に不当だとか違法だとかを国際的に宣言しておく必要などないと思える。

この点に関連して、一つ疑問に思うことは、数年前に外国人の操業・寄港について制限或は禁止を行なう国内法が制定されたのであるが、その直接的な動機は、例えば韓国の北洋出漁に対する対抗策であった。しかし一方、欧州漁業条約におけるイギリスの場合と対比して、この法律の本当の狙い、企図が何なのかどうもよく分らない。日ソ、日米加における new comers の参加を間接的に排除する狙いなのか、それともソ連、韓国等、沿岸国による資源独占の主張に対する対抗策なのか。この国内法が持ち得る implication を十分によく見極めておかないと、交渉上の武器としては使えないと思う。日本が自ら立場を弱めるものでなければ幸いと危惧している。

公海漁業資源の配分

このような沿岸国の独占の主張の及ばない水域については、魚種について或は水域について、多数国間で保存措置がとられ、その目的は MSY の達成、それに近い total catch の決定ということになっている。そして、その枠の中で国別配分を2国間交渉で決定する例が多い。南水洋の鯨がそうだが、このような手続きは結局、実績国間或は実績国と沿岸実績国相互の配分であり、いずれにも属さない広義の new comers は入れないわけで、このような方式は、大勢としては、段々衰退するのではないだろうか。

ここで、ジュネーブの海洋法会議で作られた第3条約はどんな役割をもつか少し考えてみたい。この条約の直接の目的は、保存措置をとることで、資源配分の原則は決めていない。この条約では、全体の姿勢としては、漁

業水域の設定や abstention 方式と違って、new comers の操業を排除していないから、資源の配分に関しては自由競争の原則がかなり温存されている。然し、一寸問題なのは、保存措置の決定に対する沿岸国の特別の利害関係をかなり広く認めていて、沿岸国は、その国内措置の中で実質的に配分方式をもぐり込ませることが可能ではないかという疑念の余地はある。しかし、そもそも参加する能力のない広義の new comers にとっては、何れにしても満足出来ない。この条約は資源配分の原則を何ら保証するものでないから、それらの国からすれば、そういう不満を防ぎ切れない。この辺に最近の情勢から見た第3条約の一つの限界があるようだ。

次に条約なり、国際機関なりが、直接国別配分をしななければならないという問題が出て来るだろう。大西洋マダガスカル条約に関連して顕著に出ている傾向である。つまり実績のある沿岸国、非沿岸国の間の自由競争を通じての資源配分方式はくずれて行くだろうと見るわけである。そして考えられることは new comers の操業参加を当然と認めた第3条約を前提にして、更に条約上一定の基準で資源配分にも参加出来る保証が求められて来るだろう。

ところで、ここ10年間位、陸上資源の開発には、かなり法原則も進歩し、資源産出国の権利を妥当な範囲で認めながら、国際的出資と、それに応じた利益配分をしてゆく国際的な企業形態というか方式が整備されて来ている。然し漁業の場合、そういう国際的投資という一つの mechanism を通じて new comers を含めた関係国の利益配分を計ってゆくことは難しい。公海漁業の保存・開発に対するこれら new comers の貢献度を経済的に算定する基準がないからである。そこで、広義の new comers 特に能力のない開発途上国の主張する利益配分、その要求を一定限度にとどめる意味で、総漁獲量の何%かを、投資分担に応じた配分とは全く別枠で、所謂開発援助という形で配分することは考えられないだろうか。そうすることによって、これらの国に還元するべき利益基準を一定限度内に押えてゆく、その部分は国連なり国際機関に積み立て、社会保障という形で一定の基準で別途割り振ってゆく、それ程の対応策が必要なのではないかと考える。

海底開発の国際化については、当初マルタが提案したのは、先進国が国連から言わば concession をもらって、その投資と能力に応じて開発し、その利益の一部を国連に積み立て、援助基金として運用するという趣旨のものであった。然し、昨年末の決議は具体的なものは抜きにして、国際的な regime が出来るまで開発競争を抑えよう

というもので、今後、これを具体化してどんな radical な regime が出来るか想像出来ない。これら開発途上国の主張に対する国際的な歯止めがどうしてもこの際必要だと考えざるを得ない。この点を最後に強く指摘しておきたい。

お わ り に

要約すると、最近の国際的な大勢の中で、公海と領海という伝統的な古い区分、それを前提にした硬直化した公海自由の原則に固執して、相手国の主張を違法だ、不当だと叫んでいたのでは国際的に孤立するだけであり、国際漁場からますます締め出されざるを得ない。否定しようもない国際的な潮流を既成事実として認めた上で、その枠内で魚種別、水域別に如何に具体的に国益を守ってゆき得るか。他国の主張する独占の方式の中に当事国として割り込んでゆく姿勢をわが国としては採るべきではないかという点の一つ。もう一つは、沿岸国の独占が認められていない公海の漁業についても、先進国、実績国の間だけで資源配分を取極め得た時代はもう終りである。しかし、だからといって沿岸国でもない new comers に対して実績国や沿岸国と同等の法的地位を与えることは危険な傾向であり、これらを当事国として参加させるのではなく、一定の枠の中で、国際的な社会保障という形で利益還元を考える、そういう方式が真剣に考えられてもいいのではないかということ。こうして日本漁業は具体的な利益の比較考量の中で積極的に発展し得る方式を真剣に検討すべき段階に来ていると考えるのである。

*

(いろいろ質疑応答があったが、次の質疑応答は補足的意味が大きいように思うので特に附記する)

須田(遠洋研) 公海資源の配分で、実績国と技術も過去の実績もない new comers とをどうして同じ比重で一そう聞えたのだが一議論されねばならないか。

山本 今までの前例とか原則を前提にして考えると、そのような new comers を利益配分に直接当事者として入れることを認める方が実はおかしい。参加をみとめるならそれなりの理由、基準が必要であるがそれがみつからない。先進国の原罪というような法を越えた概念がなく、どうしても法的理由をつけるとすれば、先進国が自発的に、一定部分は社会保障として出すという方法以外に、秩序維持を計る道はないと考えている。

研究室紹介

エントロは

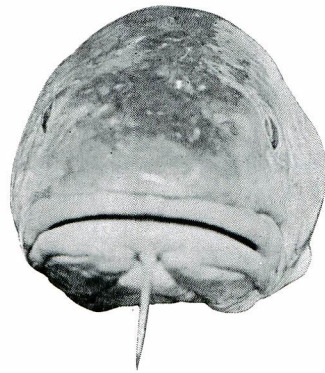
あなたを待っている

エントロといっても Entropy の研究をしているわけではない。正式には、遠洋トロール資源研究室だが、そう呼ばれると、却って自分達ではないような錯覚をするほどである。この研究室は、北太平洋を除く海域の底魚資源を研究することに定められている。即ち、日本のトロール漁業が発展すれば——既に、南米の東西水域を除いて、殆ど全海洋に進出しつつあるわけだが、それに伴って対象も拡大されるわけである。ところが、実はそれだけではない。これから開発されようという海域と資源も、何となく含まれているような仕組みになっている。

別に、ここで大風呂敷を揚げようというわけではない。事の成り行きを凝視しているだけのことだ。昭和42年、遠洋水産研究所の発足と同時に新設されたばかりだが、未だに研究者は自分も含めて3名であってみれば、そんな気もおこらない。同情とも皮肉ともつかず、例えば、「やらせている方もいる方なら、やっている方もいる方だ」とか、「crazy trio」とか言われても、もっとも、余りにマトを射ていて返す言葉のないのも事実だが、耳を籍している暇も惜しいほどである。

この研究室ができた頃は、例の「ウソの魚」騒動のさ中だった。標準和名のないのを幸い(?)に、出漁各社はそれぞれ、最もうまく売れそうな商品名を、不統一に使っていたからである。ある国では、矢鱈とたら(cod)という名前をつけたがる、ウソと言えはウソだが、問題は学問的な真偽とは別のところにあったというべきだろう。そんなこともあって、魚種の同定分類を先づ急ぐことが要請されていた。現在われわれのところには、中東大西洋サハラ・モリタニア沖で漁獲される殆どすべての魚種をはじめ、北西大西洋フロリダ沖、インド洋マダガスカル周辺、南西太平洋ニュージーランド沖で漁獲される魚種について、標本の保存は勿論、原色のカラー写真帳が整理作成されていて、開洋丸調査から得られる魚種標本も含めて、それらの分類学的研究が、京大魚類学教室との協同研究として実施されている。標本の中には、バトラコイデスなど、わが国では珍奇な種類も多く、早晚、魚類学研究者にとって「mecca」的存在になるのではなかるうか。

この同定分類の仕事は、研究室としては、言うまでも



“どこかでお眼にかかりましたね?!”

なく、基礎的な一歩に過ぎない。主目標は勿論、資源評価である。と言うことは易いが、これがまた大変な問題を含んでいる。先づ、漁獲統計であるが、日本のトロール船についてさえ、その操業記録を、特に資源評価に最小限必要とされる細目涉及到、オイソレと入手するわけには行かない。然も漁場は、数か国どころではない多数国の入会漁場であり、日本の操業が圧倒的に大きくない場合は、日本のトロール資料だけでは、どうにもならない。次に、生物学的な基礎資料であるが、時間的

な問題を別にすれば、日本のトロール船の協力によって、収集することができ、また、それで一応十分でもあるが、他方、これは、われわれだけが進めているわけではない。競争者がいるわけである。然も、それぞれ漁具漁法の相違があって、恐らく各国間で、互に微妙な偏りを含み論議の種となることであろう。それに、漁場、魚種の変化を併せ考えると、矢張り「crazy trio」だと苦笑いせざるを得ないときもある。ドンキホーテの意味においてではなく、われわれ3人が、全人的に、かつ有機的な一体として動いて来た、この2か年を振り返ってである。

概括的に言えば、漁獲統計については、整備段階から分析段階に来たといえようが、生物学的な基礎資料については、その緒につきつつあるところである。最も早くから開発されたアフリカ北西岸漁場の資源状態についてはある程度の結論は得られるまでに進んでいる。

アフリカ南岸漁場についても、南東大西洋漁業条約の発効に備えて、メルルーサ資源を中心とする研究を急いでいる。南米北岸のエビ漁場については、業界の要望と協力により、今後1年間、生物学的情報の収集と分析を集中的に行なうため、北大水産学部から応援を受けることになっている。この他、北西大西洋漁業条約加盟に伴う国際的責務についても、準備を進めてつつある。

ところで、研究者仲間にも「遠トは喰いつぶし漁業だ」と放言する人があって、誠に慨かましい。どうやらそれは、沿岸、或は近海漁業的発想に毒された悪しき習慣のようである。遠洋トロールは大変な設備投資を必要とする。どうしてもコスト高になる。然も喰いつぶしたら移り得る良い漁場は無際限にあるわけではない。従って、資源保存にそれだけ真剣にならざるを得ないのは、理の当然と言わねばならない。現代は、確かに nationalism の時代だが、事の成り行きは、殊に遠洋トロールの場合は、文字通り国際的で、nationalism だけでは済まされなくなって来ている。このことを最後に強く訴えたい。(池田記)

ク ロ ニ カ

- 11.10 捕鯨対策委員会第3回資源部会(捕鯨における漁獲努力と資源量指数について討議)於東京 大隅室長、正木、嶋津両技官出席。
- 11.11 三陸沖マッコウクジラ資源調査のため、大隅技官出張(～26)。
バイオテレメトリー基礎実験(電波の海面伝播特性試験および生物追跡、テレメタリング有効距離測定を実施) 市原、吉田、正木各技官参加、於清水沖(～12)。
- 11.13 アメリカ月刊雑誌サイエンス記者 Mr. Philip M. Boffey 「魚族の分布と開発及び保存について」の取材に來所。
- 11.14 黒潮海洋学に関する打合せ会 於東大海洋研 山中海洋部長出席。
- 11.21 バイオテレメトリー技術分科会 於東京 市原オットセイ研究室長が出席。
- 11.24 第8回漁業資源研究会議 シンポジウム及び総会(～27) 塩浜技官は「資源管理と魚価—ミナマガロにおける一例」話題提供を行なった。福田、佐藤、新宮、行繩、塩浜各技官出席。
オットセイ対策小委員会 於東京 市原室長出席。
- 11.27 反響素子による魚群追跡と環境要因のテレメタリングに関する研究討論会(～28) 於東大海洋研 福田、市原技官出席。
西海区水産研究所日笠所長打合せのため來所。
12. 1 大西洋まぐろ保存条約による第1回国際委員会(～6)於ローマ。松下調査研究部長代表として出席。
水産統計に関する IOFC、IPFC 合同作業委員会(～6) 於バンコック 山中海洋部長出席。
電子計算機プログラム研修会(技術会議主催) 於東京 海洋部行繩技官出席。
オットセイ獣皮品質検査(～5) 於函館市 奥本技官出張。
オットセイ調査準備並びに日米科学協力に基づくシロサケの回帰性調査のため(～7) 大槌へ市原、吉田技官、和田事務官、研一村上技官、田村事務官出張。
12. 5 北洋底魚についての連絡会議(～6) 於日本底魚トロール協会 三谷部長、北洋底魚資源研究室高橋、千国、山口、佐々木、若林各技官出席。
12. 7 国際捕鯨会議関係打合せのため研一大山、村上技官來所(～8)。
12. 8 会計実地調査のため官房経理課滝沢、小島、池亀事務官來所。
- 12.10 ノルウェー水産使節團來所、Mr. HARALD

JENSSEN, Mr ARNOLD REINHOLDTSEN, 稲富正彦氏。

- 12.11 バイオテレメトリーの現状講演及び状況視察のためウイスコンシン大学 Dr R. M. HORRALL 他1名來所。
- 12.14 FAO 水産統計部長 W.F. DOUCET 氏統計調査部岡田技官打合せのため來所。
- 12.15 第24回国連総会において深海海底資源開発モラトリアムを含む4決議案採択される。
- 12.17 捕鯨対策委員会第4回資源部会(ヒゲクジラ類の再生産関係、および捕鯨と気象との関係について討議) 於東京 大隅、奈須、正木、嶋津各技官出席。
- 12.18 松下調査研究部長來所「大西洋まぐろ保存条約」第1回委員会の経過及び今後の問題点について訊く。
- 12.20 人事事務指導及び打合せのため水産庁総務課松本事務官、研一川淵事務官來所。
- 12.22 ロソ漁業年次会議打合せ会議 於東京 三善生産部長、角道一課長、研一加藤調査官、ほか係官出席、サケ・マス(22日) 藪田、佐野技官、底魚(26日) 高橋技官、カニ(1,7) 川崎技官出席。
- 12.24 アロツナスの中樞神経の解剖学的特性を検討しこれを通して推定される本種の生態調査のため内橋瀬戸内海栽培漁業協会理事來所(～25)。
1. 9 漁海況長期変動と予想の問題に関する座談会 於東海大学 水産海洋研究会主催 山中部長、三谷部長、奈須、山中各室長出席。
1. 10 オットセイ条約による海上調査のため隆邦丸(494.4t) 三陸沖へ吉田技官乗船し塩釜出港(～4.10)
1. 12 大和田水産庁長官視察のため來所、松下調査研究部長同行。
1. 14 日墨協定並びに日豪協定に基づくマグロ関係提出資料作成段取り打合せのため海二穂積技官來所。
海外新漁場における魚類の分類、経過報告および来年度計画を検討打合せのため京大岩井教授他1名來所
1. 15 パプア・ニューギニア水域漁業開発調査報告会 於日カツ連 須田部長、木川室長、角田船長出席。
1. 16 人事会計事務打合せのため研一山崎管理班長來所。
捕鯨対策委員会第5回資源部会(3月ホノルルで開催の国際捕鯨委員会科学分科会特別会議につき討議、マッコウクジラの資源診断に関連した諸問題を討議) 於東京 三谷、大隅、正木、嶋津技官出席。
1. 19 昭和44年度農林省数理統計短期研修のため久田技官、佐々木技官出席(～31)。
1. 26 遠洋漁業事情聴取および調査打合せのため三谷部長下関、戸畑へ出張(～31)。
1. 27 底魚ブロック会議 於北水研 高橋技官出席(～28)
1. 28 ソ連加工、食品専門家 Mrs. IYANOVNA. Mr VASILTEVICH 通訳崎浦氏來所。

遠洋 No.3 (Feb. 1970)

1. 29 オットセイ年次会議打合せ 於東京 市原、奥本
技官出席。
自発的抑止に関する打合せ会議 於東京 福田企連
室長、長崎技官出席。
2. 3 マグロ漁業調査技術研修会 於清水市公民館
地方公庁船関係職員約80名参加。
2. 4 昭和44年度マグロ漁業研究協議会 於清水市公民
館 水産庁、水研、地方庁、大学、業界等から 200 名
余参加(～6)。
2. 7 北洋はえなわ、さしあみ漁業年次総会 於全鮭連
ビル 高橋、佐々木技官出席。
- オットセイ対策小委員会 於東京 市原、奥本技官
出席。
大和田水産庁長官及び農政記者クラブ23氏、下浦総
務課長、佐々木研一課長視察のため来所。
2. 9 日・ソカニ協定改訂交渉始まる。於モスクワ。北
洋資源部川崎第2研究室長随員として出席。
2. 9 大西洋底びき網漁獲量、マグロ海区別漁獲統計資
料およびマグロはえなわ漁獲成績報告書の利用につ
いて打合せのため、統計調査部 岡田、石田両技官来所
(～10)。

刊行物ニュース

- 薬科衛生……………焼津入港船の稼働状況 69年9月 鮪漁業 No.3 日鯉連。
- 薬科衛生……………焼津入港船の稼働状況 69年10月 鮪漁業 No.4 日鯉連。
- 森慶一郎、森田安雄、
上柳昭治、西川康夫、……………俊鷹丸によるビスマルク海——ソロモン海漁業調査報告書 1968年10—12月 遠洋水産
角田精一、古屋八重子 研究所 Sシリーズ1 69年10月
- 山中 一……………マグロ漁場と赤道海流系水産海洋研究会報 特別号 69年11月。
- 奈須敬二……………クジラ漁場における海洋学 水産海洋研究会報 特別号 69年11月。
- 水産庁海洋第二課、
遠洋水研浮魚資源部……………カツオ・マグロ漁業漁獲成績報告書(うきはえなわを使用するもの) 記入の手引 69年
11月。
- 薬科衛生……………焼津入港船の稼働状況 69年11月 鮪漁業 No.5 日鯉連。
- 久米 漸、久田幸一……………昭和44年度マグロはえなわ漁場開発事業の概要(1) 南大西洋調査第1次航海 鮪漁
業 No.5 69年12月。
- 嶋津靖彦……………ヒゲ鯨類の再生産関係(捕鯨対策委員会資料) 遠洋水研 69年12月。
- 奈須敬二……………遠洋漁業防災：水産防災 防災科学技術シリーズ No.10 69年12月 共立出版社。
- 遠洋トロール資源研究室……………昭和43年遠洋底びき網漁業(南方トロール)漁場図 遠洋水研 69年12月。
- 薬科衛生……………焼津入港船の稼働状況 69年12月 鮪漁業 No.6 日鯉連。
- 木川昭二、古藤 力、……………インド洋のマグロ漁業の状態(1968) 遠洋水産研究所 Sシリーズ2 69年12月。
新宮千臣、西川康夫
- 正木康昭……………三陸、北海道沖における鯨類標識調査と目視観察調査結果について 鯨研通信 No.221
70年1月。
- 林 繁一、木川昭二……………マグロ類及び関連魚種における 表層漁具とはえなわとの役割(上) 水産世界 19巻1号
70年1月。
- 市原忠義……………バイオテレメトリー研究の展望 水産電子 創刊号 70年1月。
- 三谷文夫……………これがサメだ 海の世界 70年1月。
- 正木康昭……………マッコウクジラの生物学的パラメタ(捕鯨対策委員会資料) 水産庁 70年1月。
- 須田 明……………マグロはえなわ漁業の管理(漁業全体に影響し複雑なもの) 水産界 70年2月。
- ICHIHARA TADAYOSHI……………Present State of Fur Seal Populations at Robben and Commander Islands, Far
Seas Fisheries Res. Lab., Jan. 1970
- ICHIHARA TADAYOSHI,
K. YOSHIDA and……………Examination of the Material obtained in the Past Pelagic Research and Japanese
N. OKUMOTO Views about the Areas where and the Time when the Pelagic Research is inade-
quate. Far Seas Fisheries Res. Lab., Jan 1970
- OKUMOTO NAOTO and……………Experimental Study by Electrophoresis for typing Serum of Fur Seals, Far Seas
T. ICHIHARA Fisheries Res. Lab., Jan. 1970

人事のうごき

それでも地球は

動いている (編集後記)

「経済学の本性的なものが、ナショナリズムに根ざしている。……それは、政策問題に照明を投ずる望みでもなければ、決して発達しなかったであろう。政策は、これを遂行する当局がなければ何の意味もなく、しかも当局は国家的立場に立つ。……マルクス主義もまた、理論的には全人類救済論的ではあるが、革命政府が樹立されたさいには、国家的鑄型に流し込まれなければならなかった。」

「純然たる全人類救済論的観点はきわめて稀である。……他国民の繁栄をかれらのために望ましいものと見るのではなく、われわれの安寧のため寄与するものとして望ましいと考えるのである。かれらの繁栄がわれわれの繁栄を脅かしそうに見えれば、それは断じて望ましいものではない。これは至極当然な、実に正当な考え方に見えるので、われわれはそれが一つの特異な考え方であることに気付かないですましている程である。われわれはこの空気を生れたときから呼吸してきたので、そのにおいてはどんなものかしらと考えてみたこともないのである。」

「個人としては、われわれが人々を評価するのは、かれらが世界に与えるものによってであって、かれらが世界からうけとるものによってではない。われわれは(必ずしも各人が自分自身に向ってではないが)、外面の威信は内面の貧困の、ときに代替物にすぎないことをかなりははっきりと知っている。けんか腰は弱身のあらわれであり、自信欠如のからいばりであることを知っている。それにもかかわらず、国民的見地からは、強慾、虚栄および圧迫が、全く容認しうるものなのである。」

「愛国心は、たしかに善に向う偉大な力である。……だが、国内では不名誉と考えられるような多くのことが、ナショナル・インタレストの名において正当化される。」

昨年のノートに、こんな書き込みがあった。ジョン・ロビンソンからの抜きがきである。次の文章など、ちょっと言葉をおきかえると、ドキリとする。

「経済学を学ぶ目的は、経済問題について一連のでき

12. 1 退職 (遠洋水研総務部長) 技 中 森 正 元

1. 1 命東海区水研数理統計部

(遠洋水研底魚海獣資源部) 技 山 口 閑 常

合いの答を得るためでなく、いかに経済学者にだまされないようにするかを習得するためである。」

……………*……………

システム企画調査室というのが本省にも設置されて、おそまきながら、その活動を大いに期待したい。ただ、いままでのところどうも腑におちないところがある。例えば、漁場別漁獲統計作成だが、水研としては散々苦労の末、いわばシステムとして外註することにより軌道に乗せて来たのだが、それを分断して、年度末購入予定の大型計算機に結びつけようということらしい。結びつけるのは人間だから、分断されるほど、現在よりは人手が必要で、水研側としては、いままでの苦労は水の泡どころか、おつりが来ることは眼に見えている。誠に困った非システム化だと思っている。このあたり、もう少し、システムティックに処理して貰えないものか。

……………*……………

山本教授の講演をききながら、イギリスという国は、何ともえらい国だなあと感嘆していた。誰かがどこかに「あの偉さは、内部的に、未だにスコットランドとかウェールズとか地域的独立性が保持されているところに、その秘密があるのではないか」と記しているのを思い出していた。要旨をまとめながら、また、成程、法学者らしい收拾の方向だと思った。レス・ナリウスとして考えてゆくと、どう收拾すべきか迷っていたところだった。ただ、漁業資源は renewal なのだという点がもう少し注目されてもいいと思う。最近、漁獲強度などより汚染の問題が、持続的により重大な問題だという感を強くしているのだが……。

「稿をまとめながら、思いがけなく、充実し緊張した数日を過したように思う」(千国)。ささやかでも、一つの里程標として一層の研鑽を期待したい。(福田記)

昭和45年2月28日発行

編 集 企 画 連 絡 室

発 行 水産庁遠洋水産研究所

424静岡県清水市折戸1,000

電 話 <0543> 34-0715